

総行福第 2 2 9 号
令和 3 年 1 2 月 3 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 3 2 2 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、同令により地方公務員等共済組合法施行令 (昭和 3 7 年政令第 3 5 2 号。以下「地共済令」という。) の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村 (一部事務組合を含む。) 並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による健康保険法（大正11年法律第70号）の改正において、健康保険組合における任意継続被保険者の標準報酬月額の設定方法が見直されたことを踏まえ、地方公務員共済制度においてもこれに準じた措置を講ずることとした。

第2 地共済令の一部改正関係

健康保険組合における任意継続被保険者の保険料賦課の基礎となる標準報酬月額については、その財政状況等を踏まえ、任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（以下「資格喪失時の標準報酬月額」という。）が全被保険者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額（以下「全被保険者の平均標準報酬月額」という。）を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、資格喪失時の標準報酬月額又は当該金額と全被保険者の平均標準報酬月額との間で規約で定める金額をその者の標準報酬月額とすることができることとされた。

これを踏まえ、地方公務員共済組合における任意継続組合員の標準報酬の設定方法について、当該組合の定款により、同様の措置を定めることができることとされたこと。（地共済令第46条の2第2項関係）

第3 経過措置について

改正後の地共済令第46条の2第2項の規定は、改正政令の施行の日（令和4年1月1日）以後に組合員の資格を喪失した者について適用し、同日前に組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例によることとされたこと。（改正政令附則第2条関係）

第4 施行期日

令和4年1月1日から施行することとされたこと。

第5 その他

改正政令の施行に向け、定款準則を改正する予定であり、今後、別途通知する予定であること。